

第8章

統制的結社とイデオロギー

——結社史から俯瞰するコートジボワール国家——

はじめに

本研究ではここまで第2章から第7章にわたり、植民地期から今日までのコートジボワールの結社史をたどってきた。具体的にはアフリカ人農業組合(SAA)、コートジボワール民主党(PDCI)、イボワール人民戦線(FPI)という萌芽的形態も含めた統制的結社に焦点をあて、組織の成り立ち、構成、動員と支持の実態、国家運営の方向性、統治を支えた要因などについて検討してきた。1990年の民主化後については、現在のコートジボワールを理解するうえで重要な諸現象について正確な像を提示するために、ほかの政党との競合関係、政治対立の実際の様子、選挙結果などについてとくに踏み込んだ分析を行ってきた。

これらの章での考察はいずれも、序論で示した4つの長期的要因が1940年代以降のコートジボワール政治史を根底で規定してきたことを示すものでもあった。ココアに対する国際的需要を背景に、植民地化によって画定されたコートジボワールの領土において展開されたココア生産は、SAAを母体とするPDCIの創設に大きな役割を果たし、さらに独立後にはPDCIの堅固な一党制を経済面で支える要となった。他方、植民地政府から継承したこの共和国の領土は、換金作物生産の栽培適地とそうでない地域を包含しており、それがそのまま南部と北部のあいだに、地域が果たす役割と分配のあり方に関する特有のポジションを付与することとなった。この「ココア共和国」的状況は歴代の統制的結社に対して、ポジションを異にし、かつ民族的な差異

もある両地域を横断的に統治することと、換金作物地帯においてモザイク状に形成された「地元民／移住民」関係にはらまれる潜在的な緊張を統制する課題を提示することとなった。ウフェ時代の「地政学」とイボワール化、社会的な広がりも含めて民主化後の政争の焦点となったイボワール人性の問題、多極的な様相をみせる今日の政治対立の構図など、コートジボワール政治史の重要問題はすべて、4つの長期的要因と密接なかかわりをもつものであった。

序論で示したとおり、本研究の焦点は、独立以来の長い安定の時代を経たのち、差別的・排除的な暴力実践をともなう政治的不安定化が横溢するようになった1990年代以降の状況をどのように理解するかにあった。先行する章での考察をとおして、このような状況が生じてきた経緯はかなり詳細に提示しえたものとする。これらの時系列的な考察の積み上げをふまえ本章では、コートジボワール植民地においてアフリカ人の政治活動が開始された1940年代から今日に至る70年近くの時期を包括的にとらえ、結社史の観点からコートジボワール国家を俯瞰することにとりくみたい。

本章では、「国家－中間集団－個人」という問題系で考えるという真島(2006)が提示している研究の方向性に依拠し、理論的な面も視野に入れながら考察を行いたい。これには第1に、結社に絞って検討を進めてきた本研究を、今日のアフリカ政治研究における最大の焦点のひとつであるアフリカ国家の問題へと接続するねらいがある。同時に、コートジボワールにおいて展開されてきた歴史的経験が近代そのもののひとつのあり方として理解されるべきだとする本研究の主張に照らし、本研究での考察がなしうる貢献を明示することも第2のねらいである。

以下の考察は次の構成で進める。まず1990年代以降の政治的不安定化と不可分な現象であった差別的・排除的实践を改めて整理したうえで、分析の着眼点として統治的結社が有効であることを再確認し、本章での検討で用いる基本概念について述べる(以上、第1節)。次いで、1940年代以降のコートジボワール史を「国家－中間集団」関係の特質に注目して4つの時代局面に分

け（第2節）、それをふまえて、1990年代以降発生している差別的・排他的実践について統治的結社のイデオロギーという観点から考察する（第3節）。

第1節 コートジボワールにおける差別的・排他的実践

独立以来アフリカでもまれな政治的安定と発展の代名詞と謳われてきたコートジボワールにおいて、1990年代に入ってから政治的不安定化が進展し、そのなかでエスニックないしナショナルな属性とのかかわりが認められる差別的ないし排他的な事象が数多く観察されてきたことはすでに繰り返し述べてきた。そのおもな出来事を整理したのが表8-1である。この表からは差別的・排他的実践のターゲットとなっているのがコートジボワール北部地域の出身者（事例⑥⑦⑧）・ブルキナファソなど周辺諸国からの移民（事例③④⑨⑫⑬）・在住フランス人（事例⑭⑮）であること、多くの事例において政府ないし政権党が組織的に関与していること（事例①③⑤⑦⑧⑫⑭⑮）、大半の事例において身体・生命・財産に対する侵害と暴力をとまなうという特徴が浮かび上がる。

このような1990年代以降に噴出した差別的・排他的実践に関する議論と本研究での着眼点については序論で述べたが、その内容を再確認しながら本章の問題視角を詳しく説明することにした。

これらの諸事件に関し国際プレスでは、社会カテゴリーに基づく差別意識が背景にあることがしばしば指摘されている。具体的に言及されがちなのは、かつての植民者であるフランス人に対する反感、移民受け入れ国であることに由来する周辺諸国からの外国人移民に対する差別意識、「北部のイスラム教徒」と「南部のキリスト教徒」の相互反目などである。しかしこういった説明は、社会カテゴリーを実体化し、無批判に集団の主体として扱うきらいがあるものである。差別意識の存在が疑えないとしても、意識の存在だけでは現実に暴力的実践が生ずることの説明にはならない。

表8-1 1990年代以降のコートジボワールにおける差別的・排他的実践に関連する事件年表

年・月	関連する事件	概略
1994.12	①ベディエ政権、新選挙法を制定	大統領の被選挙権に関して、親の代にさかのぼった国籍要件を求める条文が盛り込まれる。両親ともに生まれながらのイボワール人でない者は、大統領選挙に出馬できないこととなる。制定理由として、「代々コートジボワール領土に居住してきた“生粋のイボワール人”が国家運営の中樞を担うべき」とする主張が公に示される。
1996.10	②ベディエ大統領の肝いりで、大学人らによる論文集『イボワール人性』刊行	新選挙法制定時に謳われた「生粋のイボワール人が国家運営を担うべし」という思想が、イボワール人性というキーワードとともに称揚される。
1998.12	③ベディエ政権、土地法を改正	国民・外国人を問わず、開墾者に土地占有権・相続権を認めてきた独立以来の土地政策を改め、外国人入植者が土地を相続することを制限する。
1999.12	④タブー事件	コートジボワール南部の都市タブーの近郊で、ブルキナファソからの入植者が近隣住民に襲撃され、家屋の焼き討ちにあい、数人が殺害された。
2000.7	⑤第2共和制憲法制定	1994年12月制定の選挙法に定められた大統領被選挙権に関する国籍条項が、民政移管のための新憲法に盛り込まれる。
2000.9	⑥ワタラ元首相、大統領選挙への立候補申請を拒否される	北部出身者であるワタラの提出書類が最高裁によって偽造の可能性を指摘されたため。
2000.10	⑦「ヨブゴンの死体の山」事件	アビジャン市北部のヨブゴン地区で、50人あまりの殺害された遺体が発見される。大統領選挙にともなう混乱のなかで、憲兵隊員によって、ワタラ支持者とみなされた北部出身者が殺害されたものとされる。
2000.12	⑧ワタラ元首相、国民議会選挙への立候補申請も拒否される	理由は、大統領選挙での拒否と同様。
2001	⑨大衆居住区での外国人襲撃が盛んに報道される	(たとえば、AFPなどの国際プレスによる現地報告にみられる)

表8-1 つづき

年・月	関連する事件	概略
2001	⑩映画『アイデンティティという火薬庫』公開	ベディエ大統領によるイボワール人性思想の提唱以来、コートジボワールはルワンダ的な大量虐殺への道を歩んでいる、と警鐘を鳴らす内容。
2001.8	⑪『コートジボワールにおける新しいレイシズム』刊行	国際人権NGOのHuman Rights Watchが、2000年10月の大統領選挙時とそれ以後の北部人を標的とした暴力事件を、政府が組織的に関与した北部人に対する差別であったと報告。
2002.9	⑫国軍による大衆居住区破壊	反乱兵の残党狩りを名目にしたものだが、「反乱兵＝ブルキナファソなどの外国人」という政権側の認識に立った、在住外国人に対するハラスメントの側面が濃厚。アビジャンでは、在住外国人を中心に2万5000人が難民化。
2003.1	⑬内戦勃発以来、本国帰還した周辺諸国出身者が10万人を突破	在住外国人の本国帰還としては過去に類例をみない大規模なもの。ブルキナファソ人が大半を占める。
2003.1	⑭バボ政権支持者によるマルクーシ合意反対デモ	政権に譲歩を強いる和平合意に抗議する支持者が、2日間にわたってアビジャン市内で騒乱行為を行う。大使館・フランス人学校・民間企業のオフィスなど、フランスに関連する施設が投石・放火などを受ける。
2004.11	⑮バボ政権支持者による在留フランス人襲撃事件	政府の休戦協定違反に対する駐留フランス軍の介入が引き金となって、バボ政権の支持者がアビジャン市内在住のフランス人を襲撃。略奪・放火・暴行・レイプなどが報告される。フランス人は専用機を飛ばして、在住フランス人を退避させる。二重国籍者含む約2万人のうち、8000人が2週間のうちに本国帰還。

(出所) 各種プレス報道より筆者作成。

またこれらの諸事件に関しては、独立以来の長い一党制期を経て複数政党制に移行した1990年代の時代情勢に注目する説明もある。これは国家権力の座をめぐる有力政治家間の権力闘争において、政敵の支持基盤とみなされた民族に対する差別的なプロパガンダがなされた結果として、排外主義的な思想が社会的にはびこり、その結果として排除的差別的実践が発生してきたとする説明である。政治家によるプロパガンダが重要な契機になったとの指摘は、この事態が進展してきた経緯の整理としては妥当である。しかしながら、名前が特定できるような一部の個人に要因を帰すのは、こういった社会的な現象の説明として単純すぎることは否めない。実際コートジボワールでは、先行章で述べたとおり、差別的なプロパガンダを最初に始めたベディエが失脚したあとも差別的・排除的実践が継続した。

このように近年の差別的・排除的実践に関して十分な説明がなされているとはいえない状況をふまえ、コートジボワールにおける社会カテゴリーが植民地期、ポスト植民地期をとおして歴史的に構築されてきたとするドゾンらの議論に依拠して分析を行うのが本研究のねらいであった。植民地期のコーヒー・ココア生産の拡大のなかで、コートジボワール北部や内陸の近隣植民地からコートジボワール南部の森林地帯へ大量の移民が流入した。このような新たな人口付置状況を背景として、「地元民／移住民」を対立的にとらえる観念が広く共有されるようになり、それはさらに「北部／南部」、「イボワール人／外国人」といった対立的な社会カテゴリーの定着へとつながっていった。1990年代以降の差別的・排除的実践で登場する対立的な集団表象は、かくして定着した「植民地期、ポスト植民地期の反復される形象」という側面を有するものである(Dozon 1997; 2000)。ドゾンらの議論は、植民地からポスト植民地へというコートジボワールにおける国家形成の独自性をうまく視野に収めたものであり、本質主義的な説明やカレントな情勢にとらわれた近視眼的な説明を相対化できるところに大きな利点をもつ。

ただドゾンらの議論は、必ずしも個別具体的な政治史の展開過程に照らし合わせて論述されているわけではない。またこの着眼点に立つことで、コー

トジボワールというポスト植民地国家が有するいかなる特質が解明されるのかについてもドゾンらは直接の言明を行っていない。むしろそれはドゾンらの欠点としてあげつらうべきものではないだろう。人類学者であるドゾンらが特定の学術分野に拘束されない視点から提起したコートジボワールに関する包括的な史観をいかに咀嚼していくかは、むしろ政治研究者に課せられた課題なのである。

そこで本章では、ドゾンらの問題提起を政治研究の観点から展開していくべく、「国家－中間集団－個人」という概念枠組み（真島 2006）に依拠し、中間集団である政治的結社に注目することで分析を試みる。本節冒頭の事例紹介で示したとおり、近年のコートジボワールにおける差別的・排他的実践は政治的結社の関与を特徴としている。その結社とは、具体的には、ベディエ大統領期（1994年12月～1999年12月）のPDCIと、民政移管後に政権の座についたFPIである⁽¹⁾。本章では、これらの政治的結社が国家運営に直接携わる「統制的地位」にあることで共通していることに注目する。そのうえで、政治的結社にとって、統制的地位にあることと差別的・排他的実践の担い手となることに何らかの構造的な関係があるのではないかという問題意識に立ち、コートジボワールにおける差別的・排他的実践が生じるメカニズムについて検討を加えようとするものである。

まず、本章の分析の鍵となる「統制的結社」と「イデオロギー」という概念について説明しておく。統制的結社は、統制的地位、すなわち国家運営の主導権を握る地位についた政治的結社である。代表民主制下で国家運営の座をめぐる活動する政治的結社は、2種類の人的結合に依拠している。第1は政治的結社が、自発的な参加、設立目的の共有、対等なメンバーシップなどを基本原則として組織化されるアソシエーションとしての特質をもつことである。第2に政治的結社は、統制的地位をめぐる活動の過程で、結社の成員ではない者たちとのあいだに支持や動員などの関係を取りつけようとすることである。「非成員」と政治的結社の関係は、成員間に結ばれるアソシエーション的關係とは異なるもので、さしあたりこれを支持＝動員関係と呼

んでおく⁽²⁾。

非会員には特定の政治的結社と支持＝動員関係を取り結ぶそれぞれ個別の動機が当然ある。このため複数の政治的結社が競合する環境下では、個々の政治的結社は個別の利害を代表するか、有権者の限られた部分しか動員していないという事実によって、必然的に「部分」としての性格をもつ⁽³⁾。ただし、代表民主制を支える論理構造という面からとらえると、競合関係にあるすべての政治的結社は、たんなる「部分」を代表するものとしてではなく、「有権者」もしくは「国民」という「全体」を構成する主体を代表する地位をめぐる活動をしている。そして非会員との支持＝動員関係の獲得において最も成功した政治的結社のみが、有権者・国民の代表としての手続き的な正統性を獲得し、主導的に国家運営に携わる地位、すなわち統治的地位を獲得することになる。これが統治的結社である。

統治的結社は、本質的には自らが支持＝動員関係を取り結んだ非会員しか代表していない「部分」の代表である。しかし統治的結社は、代表選出にともなう正統化作用によって、直接に支持＝動員関係を結んでいるわけではない人びとも含めた「全体」を代表する立場を獲得する。実際の支持＝動員関係と正統化作用によって与えられた立場のあいだにはギャップが存在する。「部分」でありながら「全体」を僭称するというこのギャップを埋めるために、統治的地位に立つ政治的結社はイデオロギーを構築することとなる。このイデオロギーは、自らの代表性の母体となる「全体」の定義にかかわる「諸観念や諸表象の体系」である⁽⁴⁾。このイデオロギーは、統治的地位に立つ個々の結社の判断で構築されたり、されなかったりするものではない。統治的地位にあるという事実が、イデオロギーの構築を要請するのである。言い換えれば、国家と個人をつなぐ代表選出という手続きのなかに、統治的結社によるイデオロギーの構築がビルトインされているのである。

代表民主制の論理そのものにイデオロギー構築がビルトインされていることについて補足すると、論者によっては、これを「国家（というしくみ）がイデオロギーを構築するのだ」と要約するかもしれない。「すべての近代国

民国家が、正統性をもった政体たるものは自生的類縁性の所産でなければならないという観念に同調し、その発展に貢献してもきた」(Appadurai 1996, 157) という指摘はその例である。簡略化した表現としてみれば、このような指摘はけっして誤りではない。ただ国家に着目するだけでは、統制的結社が入れ替わるたびにイデオロギーの内容が変化することをうまく記述したり、説明したりすることができない。イデオロギー構築の過程に踏み込んだ実証的な分析を行ううえでは、国家のレベルにとどまらず、国家の統治を担う結社のレベルに降り立った検討が必要であろう。

統制的地位にある結社が構築するイデオロギーは、かならずしも「人民」(people/people) や「国民」(nation) といった概念をめぐる提起されるわけではない。以下のコートジボワールに関する分析からわかるように、統制的結社のイデオロギーは必ずしも「人民」や「国民」といった言葉とともに使われてはこなかった。「人民」や「国民」は集団に対する命名法のひとつであって、厳密に言えば、それ自体がイデオロギーの意味内容にあたるものである。統制的結社のイデオロギーはむしろ、より直截に、「誰が当該国の正統な支配者集団であるか」に関する定義として提起される⁽⁵⁾。ここでいう「正統な支配者集団」を、ここでは「統制的集団的主体」と呼ぶ。統制的結社が「全体」の代表たるべく僭称するために提示される「統制的集団的主体」の像は、有権者ないし国民の現実のあり方とは必ずしも一致しない。このため統制的結社のイデオロギーは、有権者・国民のあいだに分断や序列化を持ち込む契機となりうる。コートジボワールの歴代の統制的結社がいかなるイデオロギーを提示し、分断や序列化をもたらしたかを以下の考察ではみていくことにしたい。

第2節 コートジボワール史における中間集団

「国家－中間集団－個人」関係の編成のありように着目するとき、コート

ジボワールの植民地期から今日に至る時期は大きく4つの局面に分けることができる。本節では、先行章での記述を踏まえて各局面を簡単に解説しつつ、それぞれの局面で機能していた統治的結社のイデオロギーについてみていくことにする。

コートジボワール植民地におけるアフリカ人による結社の設立は、1930年代から始まった。「戦争努力」の名のもとに植民地臣民が苛烈な供出圧力にさらされた第2次大戦期には、結社活動はいったん停滞したが、戦後になってさらに活発となった。数多くの結社が設立されたこの時代は、コートジボワールにおける「中間集団ルネサンス」といえる。本章では、これらの結社のなかから PDCI が卓越的な地位を確立し始める1950年初めまでの時期を、「国家－中間集団－個人」編制における第1局面ととらえておく。

PDCI 結成の母体は1944年に設立された SAA であった。アフリカ人の大農園経営者を中心に設立された SAA は、当初の目的を買取価格における差別撤廃と農業労働者の調達・斡旋に置いていた。その後2年間のうちに SAA の組合員は小規模農園主も含めて2万人にまで増加し、この時期のコートジボワール植民地における最も巨大な結社組織となった。PDCI は、SAA の組織基盤を受け継いで結成され、SAA の動員力を生かして相次ぐ選挙で勝利を重ねた。しかし、1947年以降 PDCI は、フランス共産党と会派協力関係を結んだために植民地当局から厳しい弾圧を受け、これに加えて植民地当局が支援する政党との競合にも晒されるなど厳しい時期を迎えた（第2～3章参照）。

1940年代は、制限選挙であったうえ、フランス市民と植民地臣民の選挙区が分離されていたため、本格的な大衆動員時代ではなかった。このことから PDCI には限定的な代表性しかなく、「国家－中間集団－個人」編制のなかでは、植民地の大多数の「個人」と関係を取り結べていない、抗国家的な位置にある政治的結社の段階にとどまっていたといえる。植民地当局に対する影響力も限定的なものであった。また、これはその当時存在した他のアフリカ人による政治的結社についても同様にいえることである。

1. 「アフリカ黒人」という主体を偽装した「国益」——第2局面

第2局面は、脱植民地化と PDCI による国家権力の掌握が行われた1950年代から独立後に至る時期である。PDCI は1950年にフランス共産党との会派協力関係を解消し、これにより関係が改善された植民地当局との協調路線を歩むことになる。植民地運営に関するこの時期の PDCI の影響力は、植民地当局と並び立つ「二頭制」と呼ばれるまでに高まっていった。1950年代には順次選挙権が拡大され、1957年には普通選挙制が施行された。大衆動員時代の始まりである。この時期には第1局面期を引き継いでいくつかの政治的結社が活動していたが、PDCI は諸結社を糾合して植民地議会における最大勢力の座を確立していった。最終的に独立直前の選挙で、事実上の一党制を確立して独立に至った（第3章参照）。

1960年の独立前まで、PDCI は植民地政界の最大勢力ではあったものの統治的地位にはついていなかった。だが、統治的地位から要請されるイデオロギーの成り立ちをみるうえで、独立後だけではなく、独立以前にも注目しておく必要がある。

第2局面の PDCI には、「アフリカ黒人」の利害代表たろうとする姿勢が一貫してみられた。PDCI の動員力の鍵は指導者であるウフェの名声にあったが、その源泉は1946年にフランス国民議会議員として、アフリカ植民地における強制労働の廃止を勝ちとった「ウフェ＝ボワニ法」に求めることができる（第2章参照）。ウフェの名声は、植民地レベルにとどまらず、フランス領アフリカ全体にわたるものであった。また、ウフェが中核となって進めたアフリカ民主連合（RDA）構想も、コートジボワール植民地にとどまらず、フランス領アフリカ全体を射程に入れた発想であった。

独立後の最初の国政選挙（1960年）では、投票権はコートジボワール国民に限られなかった。この意味において PDCI の一党化は、「コートジボワール国民」によってではなく、国民、外国人を問わない居住者全体の投票によ

って実現されたものである。また、ウフェが1967年に二重国籍法案を提案したこと（第4章参照）からも、周辺アフリカ諸国からの移民を居住者として扱おうとした姿勢がうかがえる。さらに、独立直後から政策的に推進された「アフリカナイゼーション」——コートジボワールの場合は「イボワール化」——でも、当初は公的なポストから旧宗主国出身者であるフランス人の数を減らすことが目標となった⁽⁶⁾。

アフリカの脱植民地化についてmamダニは、それが「黒人に対する白人の支配」というレイシズムを思想的根幹に置いていた植民地主義に対する転覆の試みであったことから、「白人に対する黒人の運動」、すなわち、植民地期のレイシズム構造の上下の転覆として行われたという議論を展開している（Mamdani 1996, 23-25）。PDCIの結社としての活動にはmamダニが指摘する側面を顕著にみてとることができる。この時期のPDCIは、国家運営の座を勝ちとる活動において、「アフリカ黒人」という集団概念をイデオロギーの基底に置いていたといえる。

ここで注意しなければならないのは、この時期のPDCIのイデオロギーは、パン・アフリカニズムや国際共産主義運動といった「越境的な連帯」をめざすイデオロギーとは似て非なるものだという点である。コートジボワール植民地を含む植民地連合であるフランス領西アフリカ（AOF）では、アフリカ人の連帯を妨げるという理由から植民地ごとの独立に反対し、AOF全体で独立しようとする構想があった。セネガルのサンゴールやマリのケイタ（Modibo Keita）らが主導したこの連邦化構想に対してウフェは露骨に反対し、切り崩しに成功した⁽⁷⁾。その背景には、仮に連邦として統合した場合、最も経済的に発展しているコートジボワールがほかの連邦構成国へ一方的に富を流出させることになるというウフェの警戒感があった。ここからはウフェ率いるPDCIが、旧AOF全体よりもコートジボワール単独の利益を代表する位置どりにあったことがうかがえる。したがって、「アフリカ黒人」を集団的規定に置くイデオロギーの背後には、コートジボワールという枠組みに沿ったナショナルな利害関心が隠されていたということができよう。

また、この時期のPDCIは階級闘争を明確に否定していた。そもそもPDCIは、共産党型の組織モデル（書記長を事実上のトップに置き、意思決定機関として政治局を置く）、フランス共産党との会派協力関係の締結、左翼的思考をもった多くの幹部党員の存在など、国際共産主義運動の強い影響のもとで形成されてきた組織であった。しかし、1958年から1963年にかけて断続的に大規模な粛清が行われ、共産主義的スタンスの強い党員はことごとく党から追放された。

2. ウフェ支配と「党の衰退」——第3局面

「国家－中間集団－個人」編成の第3局面は、ウフェの支配体制が確立してから1990年の民主化直前までの時期である。まず、この時代に統制的地位から発せられた人的結合に関するイデオロギーからみておきたい。

脱植民地化期のPDCIが「アフリカ黒人」をイデオロギーに組みこんだのは、宗主国からの主権の奪還——すなわち独立——という目的があったからだが、独立が達成されたのち、このイデオロギーはどのように変化したのだろうか。1960年代の後半以降、それまでフランス人を対象としていたイボワール化が、ブルキナファソなど周辺諸国からのアフリカ人移民を新たな対象とするようになった。とくに公的部門の労働市場においてイボワール人優先の方針が監督省庁（イボワール化省）によって徹底された。ここには、「アフリカ黒人」から「イボワール人」へのイデオロギーの転換がみられる。

さて、このイデオロギーを構築した主体が誰かということは、注意して見る必要がある。独立後のコートジボワールでは、1960年代前半の大規模な党内粛清を経て、ウフェが特権的に権力を集中させた大統領支配体制が確立されたが、この結果PDCIは、大衆動員の中心であった第2局面までとは一変して、大統領支配体制を補完するにすぎない副次的な存在となったからである（この点は第4章第3節で論じた）。この時期の大衆動員策は第1局面、第2局面と同じく国政選挙がおもなものであったが、競合政党がない一党制下

での選挙は「国父」と謳われたウフェを礼賛するための象徴的な儀礼と化してしまった。

以上の現象は、アフリカの一党制国家において広くみられた現象としてウォーラステインが指摘する「党の衰退」(decline of the party)に該当する(Wallerstein 1966)。ウォーラステインはコートジボワールを含むアフリカ諸国の一党制を比較研究しながら、一党制下で党が衰退する過程を次のように概念化している。まず唯一党は、独立によって国家の統治行為に忙殺されるため、党の独自の活動が不可避的に減退する。同時にこのことは、独立達成までのあいだの党の中心的な機能であった動員機能の低下を意味し、党の存在意義が変質を余儀なくされる。官僚化と動員力の低下を補うため、唯一党は青年組織、労働組合、女性団体などの補助組織を組織するが、結局こういった補助組織は批判的な活動を望まない政府からの抑圧を受けて活動が衰え、結果、党そのものも独自の結社としての活力を低下させていく、というものである⁽⁸⁾。

すなわち PDCI の統治的地位は、この時代にかかなりの部分において名目的なものとなったといえる。「国家－中間集団－個人」編成におけるこの時期の特徴は、PDCI の結社としての自律性の低下にあるといい換えられる。

またこの局面は、中間集団の介在が相対的に希薄であるため、国家が直接に個人に対して統制を行う構図であったといえるかもしれない。ここで注目されるのは、近代統治技術の発展にとって、家族を基本単位として社会が構成されるという考えから、分類・記述・計数が可能な「人口」(population)を社会の基本単位とするという考えへの転換が決定的な重要性をもったというフーコーの主張に拠りつつ、チャタジー (Partha Chatterjee) が展開している議論である。チャタジーは、「人口」という新しい概念は、経済政策、官僚制を通じた行政、法、政治的動員といった統治的な諸機能にとって、「政策」のターゲットとして居住者の大部分に到達するための、合理的に操作可能な道具を提供するものだったと指摘している (Chatterjee 2000, 43-44)。

この指摘を念頭に置くと、官僚主導型の国家形成の結果として国家の政策

的な介入の対象となる「人口」が、「コートジボワール国民＝国籍保有者」へと限定されたとみるのが、第3局面の特徴を的確にとらえているように思われる。第3局面でのブルキナファソ人を対象とするイボワール化には、統制的結社が独自に構築したイデオロギーというよりは、管理を目的としたテクノクラートの発想に起源をもつ「ナショナリズム」という側面が見出せる。いわば、統制的結社のイデオロギーというよりは政党国家のイデオロギーとみるのが適切であるわけだが、これが統制的集団的主体に関する定義であるという点では、第2局面の「アフリカ黒人」というイデオロギーと同様の性格をもっているといえる。

3. 「生粋のイボワール人」と北部人差別——第4局面

1990年に PDCI は複数政党制への移行を決定し、同年中に野党が参加する国政選挙が実施された。有権者との支持＝動員関係を求めて複数の政治的結社が競合する時代の復活である。1990年の第1回の選挙と1995年の2回目の選挙はいずれも PDCI が勝利し、統制的結社としての地位が継続された。1999年12月に独立後初となる軍事クーデタが起こったが、10カ月間の軍事政権期を経て、2000年10月に大統領選挙、2000年12月から1月にかけて国民議会議員選挙が実施され、FPI が統制的地位についた。以後、FPI 政権が崩壊した2011年初めまでを第4局面ととらえておく。

PDCI と FPI という、第4局面における2つの統制的結社は、統制的集団的主体を明確に定義するイデオロギーを構築した。この2つの組織は同じイデオロギーを共有している。そのイデオロギーの核となる概念がイボワール人性、すなわち「コートジボワール人であること」である。先行章での記述と一部重複するが、イボワール人性について改めて整理しながらここでは述べることにしたい。

イボワール人性の概念は、1993年12月に発足したベディエ政権下で確立された。この概念の詳細はベディエ大統領の肝いりで組織された学者らによる

論文集にみることができる。それによれば、グローバリゼーションの荒波に直面している今日、国家の発展のためには固有性を守る必要がある。そのためには国家運営の中核は、代々コートジボワールの領土に住んできた人びと——曰く、「生粋のイボワール人」——が担う必要がある、とするものである⁹⁾。これは、移民と多様な民族を数多く抱えるコートジボワールの居住人口の現実にも照らして、そのうちの一部にのみ特権的な優位性を認めようとする思想である（佐藤 1995c）。また、「誰がコートジボワールの正当な支配者であるか」についての統治的位置からの明確な意思表示にはかならないものでもある。イボワール人性の思想は、第2局面の中間集団を支えた「アフリカ黒人」と、第3局面の中間集団を支えた「イボワール人」という2つのイデオロギーのあり方と同様に、「統治的集団的主体」を定義するイデオロギーである。

この思想が法の条文として最初に具現化されたのはベディエ政権期であった。1994年12月制定の新選挙法には、大統領被選挙権に関して、「立候補者本人が生まれながらのイボワール人であり、かつ、両親ともに生まれながらのイボワール人であること」という規定が盛りこまれた。新選挙法制定の背景には、再選を確実にするために政敵を排除しようというベディエ大統領の思惑があった。しかしこの思想は、1999年にベディエ大統領が失脚したあとほかの政治家によって継承された。2000年の民政移管選挙によって統治的地位につくことになるFPIは、憲法草案作成の時点から、新憲法へのイボワール人性条項の導入に積極的であった。民政移管のために軍事政権下で進められた新憲法策定作業において、大統領ならびに国民議会議員の被選挙権に関する国籍条項は、憲法の本文として盛りこまれることになったのである。FPI政権下で、イボワール人性の思想は単なる政治家間の権力闘争という次元にとどまらず、社会的な広がりをもよおさせるようになる。冒頭で述べたとおり、FPIの強い影響力のもとに「愛国青年」が、ジュラをはじめとする北部人（北部出身者）¹⁰⁾、周辺諸国からのアフリカ人移民、フランス人に対して差別的・排除的实践を遂行しているが、この組織はまさしくイボワール人性の思

想に則って活動している。

これまであまり指摘されてこなかったことだが、イボワール人性の思想は、特定の民族は特定の土地を居住地としているという認識のうえに成り立っている。この認識に立つ場合、ベテヤバウレといった主要民族¹¹⁾の「伝統的な居住地」は現在のコートジボワール領土のなかに収まっているが、片やジュラは西アフリカ一帯に交易網を展開しており、活動領域は複数の主権国家の領土にまたがっていると表象される。このためベテあるいはバウレであることは、国家の領土への帰属という点においてコートジボワールと直接結びつけられるのに対して、ジュラはコートジボワール以外の国とも結びつけられてしまうのである。だがこのように「領土のなかに収まっている」か「複数の主権国家の領土にまたがっている」という認識の根拠となる「伝統的な居住地」なるものは、次段落で述べるとおり、植民地の地方行政システムに起源をもつものにすぎない。とくにバウレについては、植民地化以前の時期に現在のガーナ領にあたる地域から移住してきた歴史があるが、近年の政治的文脈において、この史実に基づいた排除的な言説はけっしてメジャーなものとしては喧伝されていない。にもかかわらず北部人のなかでもとくに差別の標的となっているジュラに関しては、1990年代以降の政治情勢のなかで、コートジボワールだけでなく近隣諸国にも歴史的に居住してきたことがことさらに強調されてきた。すなわち民族の形成と分布に関する史実（さらには現状）は、政治的意図に基づいて選択的にイデオロギーにとりこまれたものである。「複数の主権国家の領土にまたがっている」という認識は、差別を正当化するために動員された政治的言説にほかならない。

ジュラをはじめとする北部人が出生証明書によって、自らと自らの両親が法に定めるとおりコートジボワールの領土内で生まれたということを立証しようとしても、それが偽造だと「判断」されるのはそのためである¹²⁾。また2000年頃から、北部人の名前が記載された身分証明書が交通検問などで官憲によって破り捨てられるという事件が頻発するようになったが（第7章注34参照）、それも出生証明書を偽造と「判断」する行為と同じである。それは、

北部出身者は本来コートジボワールという主権国家において従属的存在であるべきだという認識に基づいて、「統治的集団の主体」が破り捨てているのと同じことである⁴³。

特定の民族は特定の土地を居住地とするという発想は、民族を行政的、地理的に固定化して間接統治の単位として供させる植民地期の地方行政システムにその根源をもつ。それは被植民社会を複数の「部族」から構成されるものとみなす植民地的想像のうえに成り立っているものであり、植民地的な中間集団モデルといってもよかろう。したがって、イボワール人性に基づく法制度は、個々の人間を取り上げて、何族であるかにかかわらず、その個人とその両親が実際に「コートジボワール領土」で生まれたかどうか、というバラバラにされた「人口」を個体的にみていくような判断ではない。「部族」という中間集団を仲立ちにして、「国民」を中核的集団と従属的集団に分類し、前者にのみ統治的地位を認めるという論理に立つものなのである。

第3節 メタ・ナショナリズム

1. イデオロギー形態の歴史的連続性

以上、「国家－中間集団－個人」編成の局面転換に随伴して、統治的結社を支えるイデオロギーが「アフリカ黒人」→「イボワール人」→「生粋のイボワール人」と変化してきたことをみた。上でもふれたが、この3つのイデオロギー形態は、「誰がコートジボワールの正当な支配者であるか」という統治的集団の主体を定義するイデオロギーである点で共通している。

このイデオロギーで主体としての資格を直接名指しされている集団をみれば、アフリカ黒人、コートジボワール国民、ジュラなどの特定の民族を排除したそれ以外の国民というように変化してきているが、これを、人種主義→国籍差別→民族（部族）差別という移行としてとらえると本質を見失う。こ

ここで注意すべき点は、この3つのイデオロギー形態が、名指しされている以外の集団の完全な排除、あるいは徹底的な同化という政策を、必ずしもともなっていなかったことである。

第2局面でのイボワール化が、旧宗主国の「白人」をターゲットとしていたとはいえ、「白人」追放は完全には進まなかった。1967年に最後のフランス人閣僚が退任し、その後も数は徐々に減少したとはいえ、フランス人の顧問・協力員はそのちも多数存在した。近年に至るまでコートジボワールには世界最大規模のフランス人の在外コミュニティが存在してきた。コートジボワール経済に関しても、フランス資本はそのほぼ3分の1を支配してきたといわれる。

同様のことはイボワール化の次の標的と定められたブルキナファソ人についてもいえる。ブルキナファソ人は、小農生産を基本とし、栽培地の拡大によって増産を図るコートジボワールのコーヒー・ココア生産にとって、最も重要な新規入植者の供給源であった。1970年代にブルキナファソ人に対する労働市場での締めつけが厳しくなったとはいえ、すでに入植しているブルキナファソ人を追放する動きは起こらず、むしろコーヒー、ココアの増産政策のもとで入植は奨励され続けた。また、新規開墾者が国籍を問わず土地を占有し、相続もできるという制度も引き続き維持された。排除は方針として掲げられながらも、徹底はされなかったのである。

この「言行不一致」を、イデオロギー的な目標を完全履行する統治能力の不足に由来するものとみるべきではない。ここで注目すべきなのは、コートジボワールにおいては、周辺諸国からのアフリカ人やフランス人といった外来者に対する「歓待」や「ホスピタリティ」を強調する言説も広く流通してきたという事実である。外来者の受け入れを是とするこういった言説は、排除的言説と対立関係にあるものではなく、同じコインの両側である。なぜなら歓待とホスピタリティの言説は、「受け入れ」るのが誰かという主体の宣言にほかならないからである。「白人」の排除をめざす「アフリカ黒人」は、ホスピタリティを発揮しさえすれば「白人」を受け入れることが可能である。

一見両極にあるこれら2種の言説は、ひとつのセットとなって、コートジボワールという領土における統治的集団的主体が誰かを宣言し、排除か受け入れかを決定する権限を自らに付与するイデオロギーの表れである¹⁴⁾。

つまりこのイデオロギーは、「統治的集団的主体」と「それ以外の従属的な人びと」とともに呼びかけの対象としつつ、その両者を含めてひとつの「ナショナルな領域」を想定しているものととらえることができる。本章ではこのようなイデオロギー形態を「メタ・ナショナリズム」と呼ぶことにしたい。通常、ナショナリズムと呼ばれるものは、血縁的な連続性や文化的共通性などに関する共有認識に依拠して想像された、歴史的に形成された人的結合の理念であり、それに基づいて営まれるさまざまな（政治的、経済的、文化的な）動員現象を指すものである。それはしばしば、国民国家という理念と結合することで、主権の獲得、国家権力の独占といった国家的表現をとる。そしてたいていの場合、何かしらの固有名詞によって表象される集団が明確に名指しされ、持続する（たとえば、ドイツなら「ドイツ民族」、ソマリアなら「ソマリ民族」といった具合であり、フランスの場合ならば「ゴロワ」(Gaulois) という歴史的表象も用いられる)。

こういった通常のナショナリズムとは異なり、コートジボワールの場合、中心となるシンボルは時代とともに移り変わってきており、固定されていない。にもかかわらず、領土に対する至高の権利と居住者全体において自らが中心であることを宣言するという機能は、ナショナリズムと同じである。

2. 類似的事例との異同

コートジボワールにみられるメタ・ナショナリズムというイデオロギー形態の特質を理解するために、類似的事例との異同をみておこう。

オーストラリアのホワイテ・マルチカルチュラリズムは、「白人の至上性」(white supremacy)を保ちつつ、アボリジニや移民を周辺に追い込み、かつオーストラリアという全体を保つというイデオロギーである(ハージ 2003)。

中核となる統治的集団的主体と従属的な人びとを設定し、序列化された関係にある両者が総体となって、ひとつの「オーストラリア」が設定されるという論理構造は、コートジボワールのメタ・ナショナリズムと一見よく似ている。しかし、オーストラリアのホワイト・マルチカルチュラリズムは、中核的な統治的主体をつねに「白人」としている点、すなわち、「白人の至上性」を不変の前提としている点がコートジボワールの場合と異なる。コートジボワールでは統治的集団的主体の定義そのものが変化しつつ、ナショナルという枠組み自体が維持されている点に特徴がある。

外国人・移民が従属的地位に置かれるという点からは、欧州の極右政党などにみられる排外主義との類似性もみることができる。たしかに、第4局面における差別的・排除的实践をおもに担う「愛国青年」たちのプラカードには、フランスの極右政党のスローガンをあたかも正確になぞったかのような、「コートジボワールをイボワール人に！」というスローガンがみられる。しかし、コートジボワールにおける排外主義的な現象は、統治的地位に立つ集団がまさにその地位に立つことによって構築したイデオロギーに由来しているという点で、欧州の極右政党の現象とは根本的に異なるものである。

「愛国青年」は排外主義イデオロギーを掲げる自立的な政治的結社ではなく、FPIという統治的結社の衛星組織として活動している。FPIが直接に手を染めない排外主義的な実践のための実働部隊といってもよい。そもそもFPIは、1990年に結成当時から外国人投票権には反対してきたが、それは法的に立場が弱い在住外国人は体制迎合的な投票をせざるをえないからという論理に基づいていた。この時点でのレトリックには排外主義的な性格はあまりみられない。それが一変したのは、民政移管を見据えた——すなわち政権奪取の可能性が登場した——軍事政権期であった。FPI支持者による最初の暴力的実践が噴出したのは、奇しくもFPIが統治的地位に到達した2000年10月の大統領選挙時だったのである¹⁵⁾。コートジボワール史を振り返ったとき、「コートジボワール」を支える中核は誰で、必要だが周辺にいるべきだとされる人間は誰かを定めるイデオロギーは、例外なく統治的地位に立つ中

間集団によって確定、主張されてきたということは明白な事実である。コートジボワール史においては、統治的地位に立つということがイデオロギー形態の顕現を根本的に支えてきたといえる。

3. ホモ・エコノミクス・ナショナリス

さて以上の説明だと、フランス人ならびに周辺諸国からの移民の存在と、彼らを有機的に組み込んだ国民経済というものが与件としてあって、その経済構造を維持・存続させるために統治的立場に立つ集団がメタ・ナショナリズムを構築したということになる。ただ、これではあまりに単純であるので説明を補っておきたい。

大きな経済的実権を握る入植者・移民コミュニティが存在していた国で、独立に際して、あるいは独立後に、経済的打撃をもつともせず入植者・移民の追放を実行に移した国は少なくない¹⁰⁰。ナショナリズムがしばしば、「ネーション」という集団の主体の排他的経済権益を正当化するロジックとして採用された（資源ナショナリズムがその例）ことを考えると、むしろ、脱植民地化後のナショナリズムは、むしろこういった形態をとるのが一般的であったとさえいえる。

これに対してコートジボワールでは、入植者・移民の所有権が問題とされなかった。むしろ、入植は歓迎されさえしたのである。輸出指向型経済は潤沢な財政収入をもたらしており、財産を没収するために在住外国人を追放する必要がなかった。コートジボワールは植民地期末期までに農産物輸出に依拠した経済発展モデルを確立しており、そこでは最も重要な経済的資源は労働力と流通路（フランスを介したヨーロッパ市場へのアクセス）であった。したがって、コートジボワールとそれ以外の国々の対応を分けたものは、入植者・移民が国民経済に単に組みこまれているという事実ではなく、どのように組みこまれていたかであった。

したがって、次のようにいうことができる。コートジボワールの統治的結

社によるイデオロギーは、経済発展モデルにとって必要な人材を排除することのないようなものとして構築されなければならなかった、と。このことを引き継いで次のようにいうことができるかもしれない。コートジボワールにおけるナショナリズム——Balibar (1988, 126) の表現を借りれば「*Homo nationalis* の創造」——は、同時に経済人としてのあり方も規定に含めたものであった、と。すなわち、造語していえば、「ホモ・エコノミクス・ナショナリス (*Homo æconomicus nationalis*)」——国民経済人——の定義としてのイデオロギーである。

「国民経済人」は二重の内容を含んでいる。第1は、価値を生産する人間の規定であり、第2は、優先的に分配に与る人間の規定である。植民地期以来のコートジボワールの国民経済モデルは、コーヒーとココアの生産と輸出を主軸とし、そこからの徴税（公定買取価格と輸出額の差額を国庫に入れる方式であった）によって潤沢な財政資金を確保し、それを再分配するというものであった。この経済体制におけるレンティアは国家行政機構で働くコートジボワール人官僚であり、公的部門からのフランス人の排除がイボワール化の最初のターゲットとなったことはこのことと整合的である。フォーマル部門での雇用からブルキナファソ人を締め出した第3局面のイデオロギーも、経済発展にともなうフォーマル部門の拡大という果実をまずコートジボワール人のあいだで分配しようとする意図に沿ったものとして解釈することができる。

上記の国民経済モデルについては、1990年代に入ってから、その持続可能性に対する懸念がさまざまなかたちで浮上してきている。ココアに対する国際的な需要には底堅いものがあり、コートジボワールも現実的には世界のココア市場において重要な位置を占め続けているものの、コートジボワールの地位は今後の長期の趨勢としては低下していく可能性が高いことが指摘されている。Ruf (1995) が歴史的な観察をふまえて指摘するところによれば、ココア生産には、広大な未開墾地と潤沢な労働力を備えた産地が「ブーム」的に発展を遂げたのち、この2大条件の枯渇によって生産量が下降するとい

うサイクルがみられる。コートジボワールはココア生産の開始以来いまだこのサイクルの一循環を経験していないのだが、労働力はさておき、広大な未開墾地はますます希少になってきている。

コートジボワールにおける熱帯森林の残存面積については、定義や担当省庁による認定の精度・頻度の問題などがあり、信頼性の高い統計は得られていないが (Garrier 2006, 11), 急激に減少していることは間違いない。コートジボワール共和国の経済財政省は1990年代半ばの時点で、コートジボワールにおける森林が1960年の5分の1にまで減少したとの認識を示している (RCI MEF 1997, 85)。外国人の土地占有者の相続権に制限を加える、ベディエ政権下で制定された土地法もこのような森林資源 (可耕地) の減少を背景としたものである。他方で農村部における人口の増加は続いており、土地に対する圧力は高まる傾向にある。端的に言って、コートジボワールでは新たな農園を造成するための未開墾地が枯渇し始めているとみて間違いない。このことはココア部門に立脚したコートジボワール経済の将来に暗い影を投げかけるものである。

もとよりコーヒー、ココアは引き続き主軸産品であるが、国際価格の変動が激しいという一次産品特有の問題がつねに存在するため、増産によって安定的な利益が約束されるわけでは必ずしもない。かつてウフェは1950年代に「金持ちになりたければココアの木を植えろ」と演説したが、農産物生産から期待される収益はかつてほど高いとはいえない。他方、景気後退にともなって農村部に滞留する人口 (都市からの還流も含む) も1980年代以降増加したことが指摘されており、農村部での土地に対する圧力は高まっている。第4局面の統治的結社によるイデオロギーは、この新しい経済状況に対応したものと見えるだろう。ベディエ政権下の1998年には土地法が改正され、従来は国籍を問わず開墾者が占有権・用益権を得るという規定であったものが、外国人入植者の土地相続権を大きく制限するという内容に変更された。これは、第3局面まで中核ではないものの国民経済の必要要素として存在を「認められていた」周辺諸国からのアフリカ人入植者が、もはや「不要」である

という、統制的地位から発せられた明確な意思表示だったといえる。

結論

本章での議論を整理しておきたい。植民地期以来のコートジボワールについて「国家-中間集団」編制という観点から4つの局面をたどってみることにより、国家運営という統制的地位に立った中間集団がその地位を正当化するために動員したイデオロギーの変容過程が明らかになった。このイデオロギーの具体的内容は局面によって異なるが、すべての局面に共通するのは、統制的地位に立つ中核的主体と従属的な人びとを序列化しつつ、この両者を一体として「ナショナル」なものに編制するという論理構造——「メタ・ナショナリズム」——をもつということである。「メタ・ナショナリズム」は、「部分」の代表でしかない政治的結社が統制的地位に立つ際に「全体」を僭称するところから生まれる。この種のイデオロギーはほかにあまり類例をみないコートジボワール独特のもので、その独自性は国民経済の編制において移民・フランス人の存在を必要としたという経済的条件の要請として生まれたものである。

1990年代以降は、以上の枠組みでは第4局面にあたるが、そこで生じている差別的・排除的实践は、「メタ・ナショナリズム」の第4局面的な特質から説明される。第4局面の特質は、土地資源の枯渇と慢性的な経済停滞によって、国民経済の運営上、もはや周辺諸国からの外国人が必要とされなくなっているという状況にある。このような状況において、周辺諸国からのアフリカ人を現実に（物理的に）「排除」しつつ、国民のなかだけで中核-周辺の序列構造を編制していこうとする方向性で、「メタ・ナショナリズム」的なイデオロギーが再編されているのである¹⁷⁾。

このことは、今日のコートジボワールにおける差別的・排除的实践が、歴史通貫的にみられるメタ・ナショナリズムの一変異形として顕現しているこ

とを意味している。したがって、今日の差別的・排他的実践は、ドゾンが指摘するとおり、歴史性によって強く規定された性格をもつことがわかる。ただ、第4局面のメタ・ナショナリズムのイデオロギーは、現実に居住している人を物理的に国境の外へ追放しようという動きをともなっている点が新しい。このことは、第4局面におけるメタ・ナショナリズムにおいては、中核的地位に立つ集団がナショナルな所属を主張するうえで、土地に対する現実的な権利を要請するようになってきていることを示唆している。「周辺諸国からのアフリカ人」が物理的な意味での追放の対象となる状況はこのことを端的に示している。したがって、第4局面のイデオロギーは、居住する権原をもつ者を強制的に土地から引きはがす暴力性を帯びたものだといえるだろう。

本章での考察は、国家と政治的結社の関係に関して、次のような理論的なインプリケーションをもつ。まず国家をとらえる際には、アルチュセールに倣って、イデオロギー装置として認識することが重要である。そしてこの装置において練り上げられる人的結合に関するイデオロギーは、「統治的集団的主体」の定義にかかわっている。このイデオロギー装置を現実に機能させるのが統治的結社という中間集団である。統治的結社は、自らを統治的地位に押し上げた大衆動員と代表民主制のロジックに則って、自らが依拠する集団的な「全体」をイデオロギー的に構築する。近代国家において統治的結社は、国民経済——生産と分配のあり方——の管理者としての機能を果たすことが求められる。「全体」の構築は、経済の地域的編制と分配の優先順位に合致したかたちでなされる。またそれに際しては、歴史的経験に根源をもつ象徴資源が動員されるが、ポスト植民地国家においては植民地期のそれが動員されやすい。

したがって統治的結社は、植民地経験、代表民主制、国民経済の管理者としての政府といった、ポスト植民地近代国家に共通する条件への反応としてイデオロギーを構築しているといえる。そして、そのイデオロギーを不可欠の要素として国家が存続しているのである。ここにわれわれは、結社と国家が切り結ぶひとつの典型的なあり方を見出すことができる。国家は結社にと

って単なる与件ではなく、その一部となって機能させていく機構であり、そこから発するイデオロギーが領土内に住む住民の人的結合のあり方を強く規定しているのである。コートジボワールというアフリカのひとつの国において、1990年代以降に展開された政治的不安定化は、国家形成にかかわるこれらさまざまな要因を集約した現象として顕在化したのである。

〔注〕 _____

- (1) ここでの考察では、FPIを検討する際に同党の支持者集団である「愛国青年」も視野に収める。2002年9月にコートジボワール内戦が勃発したのち、政府軍の支配地域では、学生組織や政党の青年部などの活動家を中心となって、政権への支持表明と戦意高揚のための大集会が頻繁に開催されたが、そこから生まれたのが「愛国青年」である（第7章第4節を参照）。統一された組織体ではなく、学生、都市の失業青年などが、何人かのカリスマ的なアジェンターのもとに集まって、街頭での示威行動や破壊活動を行っている（表8-1の事例⑭⑮が「愛国青年」によるものである）。現在政権の座にあるFPIから資金的援助、指令を受けて活動しているとされ、国連安保理などの文書でも政権側の「民兵」として言及されている。
- (2) このような2種の人的結合については、Chatterjee（2000）が「政治社会」（political society）という概念を使って論じたものを参考にした。
- (3) 政治的結社の代表的な例である政党（party）も、その語源は「部分」であった。そもそも市民革命時代の民主主義理論では、独自の活動を行う議会の一部の勢力は「徒党」（faction）として忌避されてきた経緯があり、それが「政党」という、民主主義にとって正当な存在であると認知されるまでは時間を要したということを、サルトーリ（1980）は指摘している。
- (4) ここではイデオロギーの定義として、「一人の人間やあるいは社会的な一集団の精神を支配する諸観念や諸表象の体系」とするアルチュセール（1972, 126）の指摘を参照した。
- (5) ハージの表現を借りて、「統制的帰属」の定義と言い換えてもよい（ハージ 2003, 91）。
- (6) 独立後のアフリカ諸国政府は一律に、旧宗主国に握られていた政治・経済の諸権限を奪還する政策方針を掲げた。その方針ならびにそれに則った政策を、一般に「アフリカナイゼーション」（Africanization）と呼ぶ。ただし、方針の具体的な内容や実際の施策は国によって大きな差があり、「アフリカナイゼーション」の内実について明確な定義があるわけではない。コートジボワールに関しては、「生産手段の所有関係そのものにはふれず、経済的により有

利な職域のイボワール人化を推進すること」が内容であったと指摘されている（原口1972, 114）。

- (7) ウフェは、経済的にコートジボワールへの依存度が高いブルキナファソをはじめとする3カ国（他の2国はダホメとニジェール）をとりこみ、1959年に協商会議（Conseil de l'entente）と呼ばれる協力機構を結成することで、サンゴールらが提唱するAOF構成植民地による連邦での独立構想を切り崩すのに成功した。協商会議には1966年にトーゴも加盟した。
- (8) PDCIが労働組合や学生組織を翼賛組織化し、これに反対する分子を徹底的に弾圧・抑圧するという構図は、第2局面、第3局面のコートジボワールにおける「国家-中間集団」関係の主脈を形成するものでもある。
- (9) このような主張を展開した刊行物の例として広く知られているのはTouré（1996）であるが、このほかにも刊行されているとDozon（2000, 51）は指摘している。
- (10) 1990年代末から顕在化した差別的事件に関しては、「北部人」（Nordistes）を標的にしたものだという表現がコートジボワールにおいて広く使用されている。コートジボワール北部を従来からの主たる居住地としてきた民族は複数存在するが、「北部人」という表現において第一義的に含意されるのはジュラであり、さらにはマリンケやセヌフォも含む意味合いでも使われる。クランゴやロビについては、さらなる検討を要するところではあるが、差別的事件の対象になっているとする報告は管見の限りあまりない。
- (11) バボ現大統領はベテ、ウフェ初代大統領とその次のベディエ大統領はパウレである。ベテはコートジボワールの西部地域を、パウレは中央部をそれぞれ伝統的な居住地とするとされてきた民族である。
- (12) ここでは、ワタラ元首相が、1999年から2000年にかけて、国民身分証の申請や大統領選挙への立候補届出書類として提出した出生証明書が受けた扱いを念頭に置いている。
- (13) ハージ（2003）は、オーストラリアにおいて頻発したレバノン系女性のスカーフがはぎとられる事件に関して、この暴力的な行為を行う権能を与えているのは、白人こそがオーストラリアの正当な支配者であるという統治的な帰属意識であり、この意味で一般にレイシズム実践とよばれるこのような行為は、正確にはナショナリストの実践であるという優れた考察を行っている。この分析は、コートジボワールの北部出身者の身分証が破り捨てられる事件にそのまま適用できるものである。
- (14) ここでは、寛容の言説と排除の言説が一体としてひとつのナショナリスト・イデオロギーを構成するというハージ（2003）の主張に依拠している。
- (15) この選挙の際に、最大都市アビジャンで北部出身者50数人が虐殺されるという事件が発生し（表8-1の⑦）、FPI支持者の憲兵隊員の関与が疑われながら

も無罪放免となったことは第6章注18で言及した。

- (16) アミン政権下のウガンダにおけるアジア系住民の追放、ジンバブウェにおける近年の白人農場主追放などの事例が挙げられる。
- (17) 「第4局面」に該当する2000年代に発生した反仏運動については、周辺諸国からのアフリカ人の排除をめざす動きと連動したものであるとも考えられるが、その連動性について論ずることは現時点では断念した。今後の課題としたい。

